

吉川市監査委員告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年6月22日付け監31号で報告した定期監査の結果報告に基づき、吉川市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を別添のとおり公表する。

平成29年8月3日

吉川市監査委員 大泉将平



吉川市監査委員 齋藤詔治



《平成29年度第1回定期監査における措置の状況》

No.	監査結果	措置の状況
1	(第一保育所) 3万円以上の契約行為で、起工伺い、設計書、見積書の書類作成を行っていないものが見受けられた。	今のところ、3万円以上の契約行為が行われていないが(3月の卒園アルバム代のみが対象)、3万円以上の契約行為をする場合には吉川市契約規則に基づいて事務処理及び書類作成を適切に行っていく。
2	(第二保育所) 平成28年度の執行伺いで平成29年度在籍職員の決裁で処理されていた書類が見受けられた。	年度替わりの引き継ぎの際に、購入品について内容だけでなく、執行伺いを確認しながら行うことを確認しました。 吉川市契約規則や会計規則などに基づき、保育幼稚園課とも連携を図り、適切な事務処理を行ってまいります。
3	(学校給食センター) 起工伺いに設計図書、見積徴取通知が不足している書類が見受けられた。	不足していた設計図書及び見積徴取通知を確認し、起工伺いに正しく添付した。
4		
5		
6		
7		